

「山形県防災基本条例」(平成29年3月21日公布・施行)の概要

背景

東日本大震災をはじめ、近年、全国的に大規模な災害が頻発している状況を踏まえ、県民等の防災意識の醸成を図り、自助、共助及び公助を一体として、防災の取組を推進するため、防災に関する基本条例を制定するもの

総則

1 目的

県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関し、基本理念を定め、県民、事業者、学校等及び自主防災組織等の役割並びに県及び市町村の責務を明らかにするとともに、それぞれの基本的な取組事項を定めることにより、総合的かつ一体的な防災の取組を推進し、もって災害に強い地域社会の実現を図る

2 定義

(1)災害、(2)防災、(3)学校等、(4)自主防災組織等、(5)要配慮者、(6)避難行動要支援者 について定義

3 基本理念

- 科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえつつ、災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること
- 人の生命及び身体の安全確保を最優先に被害の最小化を図ること
- 自助、共助及び公助を一体として継続的に進めること
- 被災者等の基本的人権を尊重するとともに、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を踏まえること

4 役割・責務

- 県民の役割
 - 日常的に災害に関する意識を持って、防災の取組を積極的に行うこと
 - 地域における防災の取組への参加
 - 県及び市町村が実施する防災に関する施策への協力
- 事業者の役割
 - 従業者や施設利用者等を守るための防災の取組を積極的に行うこと
 - 地域における防災の取組への参加
 - 県及び市町村が実施する防災に関する施策への協力
- 学校等の役割
 - 児童、生徒等を守るための防災教育等の取組を積極的に行うこと
 - 地域における防災の取組との連携を図ること
 - 県及び市町村が実施する防災に関する施策への協力
- 自主防災組織等の役割
 - 地域住民を守るための防災の取組を積極的に行うこと
 - 県及び市町村が実施する防災に関する施策への協力

基本的な取組事項

I 県民

- 防災知識等の習得等
- 避難行動の確認等
- 建築物等の耐震に関する施策への協力等
- 建築物の防火の措置
- 生活必需物資等の備蓄等
- 災害時の安全確保
- 災害時の火災防止の措置
- 指定避難所における行動
- 災害復旧及び災害からの復興の取組

II 事業者

- 従業者に対する防災知識等の普及等
- 従業者に対する施設内における待機方針の周知等
- 事業継続計画の策定等
- 生活必需物資の備蓄等
- 建築物等の耐震に関する施策への協力等
- 災害時の従業者等の安全確保等
- 災害時の要配慮者関連施設における安全確保
- 災害復旧及び災害からの復興の取組

III 学校等

- 学校等における防災教育の実施
- 地域等との連携等の取組の推進
- 学校等の避難所等の指定
- 施設の耐震に関する施策への協力等
- 災害時の安全確保
- 施設が避難所等として使用される場合の協力
- 災害復旧及び災害からの復興の取組

(5) 市町村の責務

- 市町村地域防災計画等に即して、関係者と連携して防災に関する施策を推進すること

(6) 県の責務

- 山形県強靱化計画・山形県地域防災計画等に即して、関係者と連携して防災に関する施策を総合的に推進すること
- 施策推進のために必要な財政上の措置を講ずること

IV 自主防災組織等

- 地域住民に対する防災知識等の普及等
- 防災資機材の整備等
- 避難所等の円滑な運営に向けた協力
- 災害時の自主防災組織等による災害応急対策

V 県及び市町村

- 住民に対する防災知識等の普及等
- 円滑な避難のための体制の整備等
- 要配慮者の安全確保等に係る体制の整備等
- 消防団に対する支援
- 自主防災組織等の結成等に係る支援
- ボランティアによる防災の取組への支援
- 災害情報の収集及び伝達に係る体制の整備
- 医療救護体制の整備
- 生活必需物資等の備蓄及び供給体制の整備等
- 広域的な連携
- 庁舎等の安全性の確保等
- 県土の保全に資する施設の整備等
- 業務継続計画の策定等
- 県及び市町村による災害応急対策
- 県及び市町村による災害復旧及び災害からの復興のための事業

山形県防災月間

県民の間に広く防災についての関心と理解を深めるとともに、防災の取組を推進するため、「山形県防災月間」を設定

【期間：9月1日～30日】